

第1 監査対象 社会福祉法人 刈谷市社会福祉協議会

第2 監査期間 令和3年3月1日（月）～3月5日（金）

第3 監査範囲

令和2年4月1日～令和3年1月31日までの経理状況、施設の管理状況
（必要に応じ令和元年度の経理状況）

第4 監査方法

財政援助団体等から提出された資料について、出納その他の事務が適正に行われているかという点に留意して監査を実施した。

第5 監査結果

おおむね適正に処理されていると認められた。